**平成２６年（フ）第３１５号**
大津市大江６丁目５番11号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２１１号**
神戸市西区池上２丁目８番地の10　ハイツエクシード103号
債務者　青木　英人
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２１５号**
兵庫県明石市魚住町錦が丘１丁目６番地の８
債務者　谷本　章子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２２１号**
神戸市西区長畑町９番地の４　ヴィラージュ長畑Ⅱ203号
債務者　玉利　行夫
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第８２３号**
広島市佐伯区楽々園３丁目３番７―402号
債務者　小草　裕司
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第８２４号**
広島市佐伯区湯来町大字葛原595番地２
債務者　小草　惠子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１５２号**
山口県下関市上田中町４丁目６番12―502号　ＣＯ―ＯＰ下関上田中町マンション
債務者　末永　昭子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２６年（フ）第２２６号**
徳島市津田本町４丁目３―58　ウィルモア津田本町　Ａ棟Ａ101号室、住民票上の住所徳島県阿南市桑野町中野128番地６
債務者　山田亜由美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２３１号**
徳島市末広４丁目１番３―502号　渭東ハイツ、旧住所徳島県徳島市城東町２丁目７番12―404号
債務者　漆原　志穂
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２３６号**
徳島県名西郡石井町石井字石井1602番地４　パークサイド前山Ｂ202、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原794番地１
債務者　岸田　加奈
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２４９号**
徳島県徳島市南沖洲１丁目７番19号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第６５号**
福岡県田川郡川崎町大字池尻1006番地　杉野アパート102号
債務者　岡田サチヨ
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２６年（フ）第８号**
長崎県対馬市厳原町久田道1613番地　村瀬アパート
債務者　平間　秀一
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２６年（フ）第９号**
長崎県対馬市美津島町芦浦356番地12
債務者　築城恵美子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２６年（フ）第３２３号**
大分市大字上宗方417番地の１
債務者　安東　美和（旧姓吉良）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第２７３号**
宮崎市大塚町乱橋4512番地　県営住宅３棟303号
債務者　菊池　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第８５号**
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井735番地13　佐山セントラルコーポ106号、前住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井6459番地４
債務者　押方美智子（旧姓下鶴）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部